

**大津市における新たな古都指定など、今後の古都行政のあり方はいかにあるべきか**  
(平成15年4月14日社会資本整備審議会諮問)

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、昭和41年に制定された古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区を定め、一定の行為の制限を行うなど、歴史的風土を守るための的確な対応がなされてきたところである。

他方、今後の古都保存行政に求められるものとして、

- ① 古都保存行政の理念の全国展開
- ② 古都全域における歴史的・文化的資産や景観の一体的保全の推進
- ③ 凍結的保存からきめ細かな維持保全活用への展開
- ③ 国民の自発的活動を促す普及啓発活動の展開と条件整備

について、平成10年3月19日の歴史的風土審議会において意見具申がなされている。

このような中で、滋賀県及び大津市より、大津市を古都に指定するよう国に対し要望がなされている。

また、近年、その他の市町村においても、地域における歴史的・文化的資産の保全と活用を通じて地域の活性化を目指す動きが見られる。

こうした情勢を踏まえ、大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方について検討する必要がある。